

善意銀行業務要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、社会福祉法人千曲市社会福祉協議会が、市民の善意に基づく物品の預託の申し込み及び金品等の払い出しの取扱いについて、業務を公正かつ適正に行うため、定めるものとする。

(善意の受け入れ)

第 2 条 会長は、善意に基づく物品の預託の申し込み（以下「預託者」という。）があったときは、原則として面接の上受け入れるものとする。

(財源)

第 3 条 善意銀行に、「地域福祉振興基金」の運用益を充てることのできるものとする。

(受け入れ手続き)

第 4 条 預託者は、別紙様式 1 の善意銀行物品預託書により申し込むものとする。

(給付目的と給付の範囲)

第 5 条 市内在住で、緊急を要する生活困窮者及び被災世帯に対し、物品又は援護金を給付するものとする。災害給付金額は、県共同募金会が給付する額と同額を給付するものとする。

(払い出しの手続き)

第 6 条 払い出しを希望するものは別紙様式 2 の払い出し申請書により申し込むものとする。

(払い出しの審査、決定)

第 7 条 会長は、払い出しの申し込みがあったときは、速やかに審査し、払い出しを認めた場合は、別紙様式 2 の払い出し決定通知書を交付するものとする。

(その他)

第 8 条 この要綱で定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 18 年 8 月 1 日から施行する。

様式 1 (第 4 関係)

係		係長		課長		次長		局長	
---	--	----	--	----	--	----	--	----	--

善意銀行物品預託書

申込年月日	平成 年 月 日	面接・通信・その他	受付番号	
-------	----------	-----------	------	--

品 名

受付者印	
------	--

申 込 者	個人	氏 名		電 話			
		住 所					
	団 体	名 称		構 成 人 員	男	女	計
		所 在 地		代 表 者			
備 考							

様式 2 (第 6 関係)

係		係長		課長		次長		局長	
---	--	----	--	----	--	----	--	----	--

善意銀行払い出し決定通知書								
							受付者印	
申込年月日	平成	.	.	.	面接・通信・その他	受付番号		
申 込 者	被 災 世 帯	個 人	フリガナ名 氏		男・女	年 齢		
		住 所						
	被 災 世 帯	フリガナ名 氏		男・女	年 齢			
		住 所						
払 い 出 し 内 容	内 訳	金 品 名	円					
	時 期							
	使 用 目 的							
払い出し決定			・決定 ・不可 社会福祉法人 千曲市社会福祉協議会長 ㊟					

※太枠は、社会福祉協議会記入欄

